

保護者の皆様へ

浦安市教育委員会

令和 9 年度◇ **就学援助制度のお知らせ** ◇

本制度は、経済的な理由により、お子さんを公立小・中学校へ通学させるのにお困りのご家庭に対して、学校で必要となる経費の一部（援助費目）を援助する制度です。

（参考）援助費目の内容について

入学前に支給される援助費目	入学準備金（新小学 1 年生）	64,300円 <定額>
	入学準備金（新中学 1 年生）	81,000円 <定額>
入学後に支給される援助費目 * 右記<定額>表示のない 援助費目は実費を支給	学用品費・通学用品費 <定額>／校外活動費（宿泊のない遠足など）	
	医療費（虫歯の治療など特定の疾病に限る）／卒業アルバム費	
	新入学学用品費（入学準備金未支給者のみ。上記入学準備金と同額） <定額>	

入学準備金（新入学学用品費）の入学前支給の申請について**1. 申請できる対象者について**

令和 9 年 4 月に市内公立校に入学する新小学 1 年生・新中学 1 年生が対象で、以下の①、

②のいずれかに該当する場合、入学準備金の入学前支給を申請することができます。

① 児童扶養手当を申請（更新）中又は、既に認定を受けている。（ひとり親家庭等）

② 経済的な事情から児童生徒の就学が困難である。

※ 生活保護を受けている方は、生活保護費から支給されますので、今回申請することはできません。ただし、入学準備金以外で、生活保護費で支給されない援助費目の支給は受けられますので、入学後（令和 9 年 4 月以降）に学校で申請書を受け取り、学校へ申請書を提出してください。

2. 申請に必要な書類について

1	就学援助申請書（同封）	表面・裏面いずれも記入漏れがないか確認すること。
2	賃貸借契約書の写し	賃貸住宅の場合に限る。（原則、来年度までの契約期間が明記されたもの）
3	児童扶養手当証書の写し	上記 1. ①で申請する方で、既に児童扶養手当の認定を受けており、令和 9 年 10 月まで有効の児童扶養手当証書が手元にある場合に限る。
4	市・県民税課税（非課税）証明書 ※令和 8 年度（令和 7 年）分	上記 1. ②で申請する方で、令和 8 年 1 月 1 日時点で浦安市に住民票がない場合に限る。（住民票があった自治体で、大学生や専門学生を除いた成人の同居者全員分を取得。）

3. 申請書の提出先と提出期限について（入学前支給に限る）

提出先： 浦安市役所 7 階 学務課

提出期限： 令和 8 年 10 月 23 日（金）まで（郵送の場合、同日までに必着）

4. 申請結果の通知（認定・否認認定通知書の送付）時期について

令和9年1月中を予定しています。（認定基準については、下記6. を参考にしてください）

※認定となった場合、入学後に改めて就学援助の申請（令和9年度分）をする必要はありません。

5. 認定を受けた場合の入学準備金の支給時期について

令和9年1月末を予定しています。

※今回の申請を見送り、入学後に申請（入学後の提出期限：4月末まで）することも可能ですが、支給時期は6月以降になります。

※認定後、入学する前に生活保護世帯となった場合や、私立小・中学校等の支給対象外の学校へ入学した場合は、入学準備金の返還が必要となります。詳しくは、学務課までお問い合わせください。

6. 認定基準となる収入の参考例（金額は目安になります。）

認定基準となる収入金額は、同居の人数や年齢構成、持ち家・賃貸住宅などによって異なります。詳しくは、以下の表を参照してください。（同居者全員分の合計収入金額が認定基準以下の場合に、援助費支給の対象となります。）

（参考）認定基準となる収入の目安

人員	家族構成	合計収入金額 (持ち家の場合)	合計収入金額 (賃貸住宅の場合)
2人	大人1人・小学生1人	215万円程度	310万円程度
	大人1人・中学生1人	235万円程度	330万円程度
3人	大人1人・小学生1人・未就学児1人	260万円程度	350万円程度
	大人1人・中学生2人	345万円程度	440万円程度
3人	大人2人・小学生1人	280万円程度	380万円程度
	大人2人・中学生1人	300万円程度	395万円程度
4人	大人2人・中学生1人・小学生1人	390万円程度	485万円程度

注記：給与所得の方は「給与所得控除前の金額」、事業所得の方は「総収入」の金額です。

提出・問合せ先

〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号 7階 浦安市教育委員会 学務課・学務係
電話 047-712-6742（直通） 047-351-1111（代表）内線19172
土日祝を除く 8:30～17:00